

3 - 4 . 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討

これまで日本のタイプ I 環境ラベル「エコマーク」では、3 - 3 項で報告した通り海外環境ラベル機関との相互認証協議を行っており、10 機関との間で相互認証協定が締結され、うち 6 機関で相互認証が事業者実際に活用されている。

本項では、未だ日本エコマークと相互認証協定を締結していない海外のタイプ I 環境ラベル「ブラジル・環境品質ラベル」及び、電子・電気製品の環境評価プログラム「EPEAT」との相互認証協定の締結に向けた協議状況を報告する。

3 - 4 - 1 ブラジル・環境品質ラベル

1) 概要

ブラジルは南米最大の面積、人口(ともに世界第 5 位)を擁する国家であり、天然資源が豊富で鉄鉱石の輸出量も世界第 2 位である。また、ブラジル輸出品目の上位として、大豆、食肉、砂糖も占め、特に大豆は世界第一位のアメリカに次ぐ生産量を誇っている。ブラジルは BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)の一つであり、2000 年代以降著しい経済発展を遂げたものの、一時、インフレ率が 10.6%(2015 年累積)、失業率が 11.8%(2016 年 7~9 月の 3 か月平均)とそれぞれ高止まりするなど 2015 年には経済成長率がマイナスとなった。しかし、2017 年には経済成長率が 1.0%と 3 年ぶりにプラス成長に転じたことに加え、2018 年も 1.1%の伸び率となるなど回復基調となっている。



日本とブラジルの二国間貿易は、日本への輸出：43.3 億ドル(2018 年)、日本からの輸入額：43.6 億ドル(2018 年)となっており、対日輸入品目は自動車部品、二輪車部品、後部、事務機器となっている(2019 年 11 月 26 日現在、外務省-ブラジル連邦共和国基礎データ)。

表 3-4-1. ブラジル基礎データ

国名	ブラジル連邦共和国	首都	ブラジリア
面積	851.2 万平方キロメートル (日本の 22.5 倍)	人口	約 2 億 947 万人(2018 年)
主要産業	製造業、鉱業(鉄鉱石他)、 農牧業(砂糖、オレンジ、 コーヒー、大豆他)	言語	ポルトガル語
GDP(名目)	1 兆 8,686 億米ドル(2018 年)	経済成長率	1.1%(2018 年)
経済概況	(1) 世界第 9 位かつ南米最大の経済規模を誇る。 (2) 2017 年の経済成長率はプラス 1.0%で 2018 年もプラス 1.1%と前年と同じ伸び率。(ブラジル地理統計院) (3) 過去に巨額の対外債務に苦しんだブラジルであるが、2007 年以降は対外債権		

	<p>が対外債務を上回り純債権国となっている。</p> <p>(4) 他方、インフレ率は2015年累積で10.67%(ブラジル地理統計院)と、目標圏中央値(6.5%)を上回って推移し、インフレ抑制のために利上げがなされたが、2016年以降はインフレ率の低下を受け、政策金利の引き下げが行われた。インフレ率の2018年累積は3.75%。</p>
--	---

出典：外務省-ブラジル連邦共和国基礎データ(2019年11月26日現在)

ブラジルのタイプ I 環境ラベルとしては、ブラジル技術規格協会 (Associação Brasileira de Normas Técnicas: ABNT、非営利団体)が運営するブラジル・環境品質ラベル(ABNT- Environmental Quality)が1995年に開始され、表3-4-2.に示す通り35の基準を有し、約1,820商品(65社)が認定を受けている(2020年3月時点)。2019年は3つの基準(装飾繊維製品、コピー及び印刷用紙、清掃及びメンテナンスサービス)が改定され、新しく「配電関連製品」基準、「ティッシュペーパー」基準が策定された。特に配電関連製品基準は、ブラジルで5番目に大きい電力供給事業者である ENERGISA とのプロジェクトによって策定され、既に多くの認定製品が誕生している。



表 3-4-2. ブラジル・環境品質ラベルの認定基準一覧

規格番号	基準名		有効期限	有効性
	ポルトガル語	日本語訳		
PE-121.02	Produtos de Higiene Pessoal	パーソナルケア製品	2019年12月11日	レビューの対象
PE-125.02	produtos têxteis de decoração	装飾繊維製品	2024年7月1日	有効
PE-145.05	pneus reformados	更生タイヤ(再生タイヤ)	2020年7月20日	有効
PE-146.01	Produção Gráfica	印刷サービス	2019年12月11日	レビューの対象
PE-148.03	produtos de aço para construção civil	鉄鋼製品	2023年8月14日	有効
PE-151.02	papel de cópia e para usos gráficos	コピー及び印刷用紙	2024年3月21日	有効
PE-158.03	revestimento têxteis para pavimentos	繊維製フロアカーペット	2019年12月11日	レビューの対象
PE-165.04	Mobiliário de Escritório	オフィス家具	2020年7月20日	有効
PE-166.02	o processo de tratamento de solução eletrolítica de baterias automotivas	自動車用電池の電解液処理プロセス	2022年6月30日	有効
PE-167.02	sistemas para demarcação viária	道路標識システム	2019年12月11日	レビューの対象
PE-178.01	higienizador de mãos industrial e institucional	工業用及び施設用手指消毒剤	2019年12月11日	レビューの対象
PE-179.02	higienizador antisséptico instantâneo de mãos	瞬間殺菌剤	2019年12月11日	レビューの対象
PE-187.01	cabos de telemática	インターネットケーブル	2019年12月11日	レビューの対象
PE-198.01	sala-cofre	データルーム	2019年12月11日	レビューの対象
PE-205.04	Painel de Madeira	ウッドパネル	2019年12月11日	レビューの対象
PE-231.01	Embalagens Plásticas	プラスチック包装	2019年12月11日	レビューの対象
PE-239.01	eventos sustentáveis	持続可能なイベント	2019年12月11日	レビューの対象
PE-244.01	Atrações Turísticas	観光名所	2019年12月11日	レビューの対象

規格番号	基準名		有効期限	有効性
	ポルトガル語	日本語訳		
PE-258.01	Produtos Químicos para Concreto	コンクリート用化学製品	2019年12月11日	レビューの対象
PE-263.01	Isolantes Termo acústicos	吸音材料	2019年12月11日	レビューの対象
PE-291.01	Telefones móveis	携帯電話	2020年1月14日	レビューの対象
PE-293.02	Impressoras	プリンタ	2023年10月30日	有効
PE-294.01	Televisores	テレビ	2020年1月14日	レビューの対象
PE-298.01	condicionadores de ar	エアコン	2020年3月12日	有効
PE-308.01	Aditivos Plásticos com Função Oxibiodegradável	オキソ生分解性プラスチック添加剤	2020年1月30日	レビューの対象
PE-311.03	Serviços de Limpeza e Conservação	清掃及びメンテナンスサービス	2024年9月16日	有効
PE-343.01	Produtos Plásticos Reciclados	リサイクルプラスチック製品	2019年6月6日	レビューの対象
PE-344.02	Produtos de Limpeza para Uso Industrial e Institucional	工業用及び施設内用洗浄製品	2024年8月22日	有効
PE-346.01	serviços de obras em edificações	建築現場サービス	2020年10月8日	有効
PE-351.02	Computadores	コンピュータ	2024年7月8日	有効
PE-390.01	Produtos Químicos Utilizados no Setor de Papel e Celulose	紙及びセルロース分野で使用される化学物質	2023年2月5日	有効
PE-395.01	Serviço de Marcenaria	建具サービス	2022年7月14日	有効
PE-399.01	Produtos Agrícolas	農産物	2022年7月21日	有効
PE-425.01	Produtos Utilizados no Setor de Distribuição de Energia Elétrica	配電関連製品	2024年10月2日	有効
PE-428.01	Produtos de Papel Tissue	ティッシュペーパー	2024年12月2日	有効

ブラジルの公共調達には1993年に法制化¹され、現在は経済省(Ministry of Economy)が管轄しているが、この法律では行政機関に対して最低価格での入札や契約を規定している。持続可能な公共調達(Sustainable Public Procurement: SPP)を導入するために、経済省、環境省(Ministry of the Environment: MMA)及び開発商工省(Ministry of Development, Industry and Foreign Trade: MDIC)が議論を進めている。具体的なイニシアチブとしては、2010年に予算管理省(現、経済省)が発令した「連邦行政による物品、サービス、及び著作物の調達における環境の持続可能性基準を規制する規範的命令1(2010年)²」において連邦政府の行政機関に調達時に考慮すべき持続可能性基準について明記している。2012年6月には大統領令 No.7746³が発布され、連邦政府の調達行動を通じた持続可能な開発を促進するために、持続可能な行政に関する省庁間委員会(CISAP)⁴の設立等について法律第8666号に第3条項に付け加える形で明記された。CISAPの役割として、同大統領令第11条に持続可能な調達の促進を目的に連邦政府の調達事業計画のガイドラインなどの計画や規制、持続可能な基準について予算管理省(現、経済省)の事務局に提案する権限を有するアドバイザー組織であることが明記されている。

¹ Law No 8666 - June 21st, 1993 - rules for biddings and contracts for public administration

² <http://www.comprasnet.gov.br/legislacao/legislacaoDetalhe.asp?ctdCod=295> (ポルトガル語)

³ http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2011-2014/2012/decree/d7746.htm (ポルトガル語)

⁴ <http://cpsustentaveis.planejamento.gov.br/> (ポルトガル語)

過去に行った ABNT の担当者へのヒアリングでは、法規制の整備により環境に配慮した製品またはサービスの調達推奨が推奨されていることを調達担当者は理解しているものの、どの製品やサービスが上記の基準や観点を満たすことができるのか判断できないことを課題として挙げている。また、環境品質ラベルは GPP に積極的に活用されているとは言い難いが、入札仕様を満たす参考としてタイプ I 環境ラベルが活用されるケースが増えていると述べている。その他、2016 年 8 月に開催されたリオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会では、2014 年 9 月に「持続可能なサプライチェーンガイド Version2」(Rio2016 組織委員会)が公開され、食品や雇用などのオリンピック運営について、持続可能性の実現を要求した。今後、国連環境計画(UNEP)が各国に展開している SPP プログラムの流れを受けて、ブラジルでも GPP 制度の構築が進む可能性がある。

2) 相互認証協議

日本・エコマークとブラジル・環境品質ラベルとの相互認証については、2012 年 11 月の「第 6 回日伯貿易投資促進合同委員会プレナリー会合」(日本・経済産業省)において、ブラジル MDIC からエコマークとの相互認証に関して協議を進めたいとの打診があったが、具体的な協議までには発展しなかった。その後、世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)年次総会(AGM)や春季役員会の機会を活用し、ABNT の責任者と相互認証協定の実現可能性について定期的な意見交換を行ってきた。そして、2018 年 4 月にベトナム・ハノイで開催された GEN 春季役員会にて、ABNT 責任者からエコマークとの相互認証を検討したいという要望をうけて、Skype を用いたインターネット会議で議論を進めていく方向性が確認された。そこで、2018 年は 5 月に 2 回、7 月に 1 回のインターネット会議を行い、双方のラベル制度や運営機関の理解を深めるとともに、相互認証プロセス、合意書の確認、締結後の運用方法、対象カテゴリ等について協議を重ねた。そうして、2018 年 7 月のインターネット会議にて、相互認証基本協定書の内容について基本合意に至ったほか、2018 年 10 月ドイツ・ベルリンにて開催される GEN AGM にて相互認証の基本協定を締結することが確認された。しかし、ブラジル経済不況の影響もあり、急遽、ABNT 担当者の出席が叶わなくなったとともに、ブラジル・環境品質ラベル事業の人員体制の変更もあり、基本協定書の締結が先送りになっていた。そこで、2019 年 10 月中国・蘇州で開催された GEN AGM にて改めて ABNT 担当者に相互認証協定の協議再開について意思を確認したところ、ブラジル経済が回復傾向に転じたことも受けて、前向きな姿勢がみられた。さらに、2020 年 2 月に GEN 関連業務の一環で実施した二者間の電話会議にて、2020 年 GEN AGM(インド・ムンバイで開催予定)での基本協定締結に向けて、協議を再開したいとの打診が正式にあり、ABNT 側の準備が整い次第、インターネット会議を用いた協議を行うことが確認された。なお、対象カテゴリについては、画像機器を選定することで合意しており、検討のため作成した共通基準比較表を ABNT に提案している。また、ABNT との相互認証に関する協議と意見交換の実施経緯について表 3-4-3. に示す。

表 3-4-3. ABNT との相互認証協議及び意見交換

日時	相互認証・意見交換	場所	内容
2012年11月	第6回日伯貿易投資促進合同委員会プレナリー会合	日本・東京(経済産業省)	MDIC からエコマークとの相互認証に関して協議を進めたいとの打診
	GEN AGM(秋季役員会含む)、春季役員会	各開催地	定期的に、ABNT に対し相互認証協定の意思を確認するもの、特に進展なし
2018年4月9日、10日	GEN 春季役員会	ベトナム・ハノイ	ABNT 担当者より相互認証協議を行いたいとの意向が示された
2018年5月8日、28日、7月13日	相互認証協議	Skype によるインターネット会議	両機関・環境ラベル制度、相互認証実施方法、合意書内容の確認、「画像機器」を最初の対象カテゴリとして取り上げることに合意
2020年2月14日	インターネット会議	Skype によるインターネット会議	協議を再開したいとの意向があり、2020年 GEN AGM での基本協定締結にむけてインターネット会議を実施していくことを確認

3) 今後の展開

ABNT 担当者の意向通り、2020年 GEN AGM での相互認証基本協定の締結に向けて継続的な情報交換とインターネット会議を行い、画像機器の共通基準設定についても合意を目指す。

3 - 4 - 2 EPEAT(電子製品環境アセスメントツール(Electronic Product Environmental Assessment Tool))⁵

1) 概要

EPEAT は、2006年にアメリカ環境保護庁(EPA)による助成の下、メーカー、リサイクル事業者、大学、政府系購入団体などが共同で開発したツールであり、グリーンエレクトロニクスカウンシル(Green Electronics Council: GEC)が管理・運営を行っている。EPEAT は、IEEE 1680 で定められた規格に沿って、必ず満たさなくてはならない必須基準項目と、オプションの任意基準項目があり、全ての必須基準項目を満たしている製品は「ブロンズ」、全ての必須基準項目を満たしたうえで、任意基準項目のうち50%以上の項目を満たす製品は「シルバー」、任意基準項目を75%以上満たす製品は「ゴールド」として登録される。EPEAT では使用時のエネルギーだけでなく、省資源、有害物質の削減・



⁵ <http://www.epeat.net/>

禁止、リサイクル素材の使用などを含めた総合的な環境評価を行っており、省エネルギーの項目は ENERGY STAR への適合が必須基準項目として組み込まれている。EPEAT の対象製品はパーソナルコンピュータ、画像機器、テレビ、携帯電話、サーバー、太陽光発電モジュールの 6 品目である。

EPEAT は登録制度であり、タイプ 環境ラベルとは制度上の違いは見られるものの、北米をはじめ世界の公共調達市場に大きな影響力があり、日系事業者の関心も高いことから、相互認証協定の締結に向けた協議を進めている。EPEAT 制度は、事業者として新規に EPEAT に申請する場合のほか、製品を新しい国で登録する場合、「デスクレビュー」と呼ばれる審査プロセスを経る必要がある。デスクレビューでは、製品が各基準項目を満たすことを示す証明書類に加えて、事業者が EPEAT 基準の適合確認及び適合管理能力(コンピテンシー)を備えているかが確認される。そのデスクレビューを通過した事業者とその製品が EPEAT レジストリに登録されるが、事業者のコンピテンシーが優れていると判断された場合、事前審査等の必要なく事業者の判断で製品を EPEAT レジストリに登録することができる権限が与えられる。その後、「Verification round」と呼ばれる登録製品の基準適合確認が定期的実施されるが、その対応準備やデスクレビューとの審査員の判断が異なることによる対応処理等の苦勞などから、相互認証締結による業務の簡素化が日本の事業者から強く望まれている。

2) 相互認証協議

GEC との相互認証協議については、前年度の協議を踏まえ、下記表 3-4-4. にある通り 2019 年 4 月及び 5 月にアメリカ・オレゴン州ポートランドにて相互認証協議を実施したほか、12 月に意見交換を行った。

表 3-4-4. GEC との相互認証協議及び意見交換

日時	相互認証・意見交換	場所	内容
2018 年 12 月 5 日	第 1 回相互認証協議	日本・東京	相互認証協定締結に向けた協議を行う意思を確認
2019 年 4 月 5 日	第 2 回相互認証協議	アメリカ・ポートランド	双方機関・環境ラベル制度概要の確認、相互認証実施方法の提案、「画像機器」を最初の対象カテゴリとして取り上げることに合意
2019 年 5 月 24 日	第 3 回相互認証協議	アメリカ・ポートランド	「画像機器」の共通基準設定・合意書内容・相互認証運用方法について議論、協議結果を GEC 内で確認後エコマーク事務局に方針を報告することを確認
2019 年 12 月 5 日	意見交換	日本・東京	前回協議結果について引き続き GEC 内で協議を進めており、結論出次第エコマーク事務局に報告する旨を確認

EPEAT との相互認証締結に向けた協議については、前年度の報告書にある通り 2018 年 12 月 5 日(水)に初めての相互認証協議を(公財)日本環境協会(東京)において実施した。本協

議での決定事項はないが、将来的な相互認証協定締結を前提とした協議を継続的に実施していくことが確認されたほか、エコマークからの相互認証を活用して EPEAT を取得した企業に対して、登録料の割引を検討しているとの発言もあった。ただし、逆に EPEAT からの相互認証を活用してエコマークを取得した場合に、エコマークに対して同様の割引を要望することは考えておらず、エコマーク側の判断を尊重する意向が示された。

(1) 第 2 回相互認証協議(アメリカ・オレゴン州ポートランド)

GEC 本部オフィスを訪ねて行った 2019 年 4 月 5 日の相互認証協議では、CEO の Nancy Gillis 氏のほか基準、適合性確認、プログラム運営の担当者が参加した。まず、交互にそれぞれの機関・制度について紹介する時間を設けたのち、相互認証の実績があるエコマーク事務局から、他の環境ラベル機関と実施している相互認証の実施方法について説明を行った。その後、認定制度であるエコマークと登録制度である EPEAT との制度上の違いを考慮したうえで、「先にエコマークを取得し、相互認証を活用した場合、共通基準項目については Verification round の現地監査や資料の提出を省略できる。」といった相互認証の実施方法の考え方を示し、その提案を基本方針とすることを GEC 側と確認した。

さらに、相互認証実績及び事業者ニーズを踏まえて「画像機器」を最初の対象カテゴリとすることで両機関が合意し、エコマーク事務局から双方の基準をまとめた比較表を送付することを確認した。



第 2 回相互認証協議の様子

(2) 第 3 回相互認証協議(アメリカ・オレゴン州ポートランド)

2019 年度 2 回目の相互認証協議は、5 月 24 日に行われた。本協議は、GEC がオフィスを構えるアメリカ・オレゴン州ポートランドに開催された本報告書 3-5-1 項の SPLC Summit 2019 への参加機会を活用して行われた。最初に、エコマークが作成・提供した比較表をベースに、GEC が修正とコメントを加えた内容をもとに共通基準設定について協議を行った。議論を主に部分的共通基準(Partially Aligned criterion(基準内容もしくはコンセプトが概ね一致しているものの、基準値や証明方法などある程度の相違点がある要求事項) 英語表現及びその内容については GEC 側が整理)について行い、エコマーク事務局からは他のラベル機関との運用実績を踏まえ、証明方法に若干の差異があっても基準内容やコンセプトが一致しているのであれば、共通基準((Fully) Aligned criterion)として設定してはどうかと提案した。しかしながら、GEC からは相互認証の実績自体がないため、運用

面における不公平感の有無を改めて精査する必要があるとの意見があった。そこで、GECが修正・コメントを加えた比較表をもとに、エコマーク事務局から部分的共通基準項目ごとの運用方法にて提案することとなった。

続いて、相互認証の運用方法について協議を行った。エコマークを取得したのち EPEAT に申請するケース(エコマーク EPEAT)については、共通基準項目のデスクレビュー及び Verification Round における証明書の提出等が、相互認証用認定確認書の提出をもって省略されることが確認された。一方、反対の EPEAT エコマークのケースでは、EPEAT 制度はすべての製品を審査のうえ認定する運用ではないため、エコマーク申請時点における共通基準及び部分的共通基準項目の適合についての信頼性の確保が課題となっている。GEC からは、本ケースの対応手法について改めて提案する意向が示され、継続協議することとなった。また、合意書内容についても、GEC 側で精査中であり、後日フィードバックする旨も報告された。

(3) 意見交換(日本・東京)

2019 年 12 月 5 日に開催された環境省と(公財)日本環境協会が主催した国際セミナーにおいても、GEC の Nancy Gillis 氏を講演者として招聘する運びとなったことを受けて相互認証協議を打診したものの、Nancy Gillis 氏のスケジュール上の都合により簡単な意見交換の場を設けるに留まった。Nancy Gillis 氏からは、前回協議結果については引き続き GEC 内で検討を進めていることが説明された。エコマーク事務局に送付するとなっていた各種資料についても、その検討や必要なプロセスが完了次第、改めてエコマーク事務局に報告する旨が述べられた。

3) 今後の展開

本年度は、3 度の相互認証協議及び意見交換の機会を設定し、EPEAT とエコマークとの相互認証締結に向けた具体的な議論を行い、一定の進展がみられた。次年度では、インターネット会議や必要に応じて対面協議を設定することで継続的な意見交換・協議を実施し、次年度での相互認証協定締結と運用開始を目指したい。

なお、EPEAT の「画像機器」基準については、現在、コーポレート基準(社会面の取組)の導入が検討されているとの情報もあり、基準改定の動向にも注目したい。